

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月13日（令和2年（行情）諮問第518号）

答申日：令和5年1月16日（令和4年度（行情）答申第465号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書の表面（様式第1の1号）全て」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月19日付け千労発基0519第1号及び同年6月15日付け千労発基0615第4号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分A」及び「原処分B」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書には、法5条1号、2号イ並びに6号イ及びホに該当する情報が記載されている部分はない。

（2）意見書

監督復命書を見ると、「法違反条項・指導事項等」欄に「違反なし」と記入されている場合もある。

指導票や是正勧告書が交付されていない場合、「事業の名称」欄は、理由説明書（下記第3の2（2）イ及びウ）に記載されている法5条2号イ並びに6号イ及びホに該当しない。

よって、不開示とする処分は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和2年3月25日付け（同月27日受付）で処分庁

に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和2年7月14日付け（同月15日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象行政文書は、「平成28年度特定労働基準監督署の監督復命書の表面（様式第1の1号）全て」であり、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）において探索を行ったところ、平成28年度に実施した監督指導に当たって作成されたもののうち、本件開示請求書に記載された該当行政文書を本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及び6号ホ該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合は、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、独立行政法人等及び地方公共団体が経営する企業に係る事業については、法5条6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、これらの情報は、法5条2号イ及び法5条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号イ該当性について

本件対象文書には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定監督署に

対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ労働基準監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条6号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、上記第2の2(1)のとおり主張しているが、不開示情報該当性については、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件各審査請求は棄却することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年11月19日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年9月8日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 令和5年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ並びに6号イ及びホに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて法5条1号、2号イ並びに6号イ及びホが主張されているものとして、以下、検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の2欄に掲げる部分)について

通番 2，通番 3 及び通番 7 は，「労働保険番号」欄，「家内労働委託業務」欄及び「事業場の名称」欄であるが，いずれも空欄である。

当該部分には，個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また，当該部分は，これを公にしても，対象事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法 5 条 1 号，2 号イ並びに 6 号イ及びホのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 2 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番 1，通番 4，通番 5，通番 11 及び通番 13 (イ)

当該部分は，「監督種別」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」及び「参考事項・意見」欄の各欄の記載並びに欄外に記載されたメモである。

当該部分については，下記の理由により，これを公にすると，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ，又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 5 条 6 号イに該当し，同条 1 号，2 号イ及び 6 号ホについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ア) 監督復命書の「監督種別」欄には，定期監督，災害時監督，災害調査，申告監督及び再監督の 5 種類の臨検監督のうち，いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると，仮に当該監督が申告監督であった場合には，原処分において監督年月日等が開示されていることから，監督を受けた事業者において，誰が申告をしたのか探索が行われ，それにより，労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また，「申告監督」の場合のみ不開示とすると，不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば，「申告監督」以外の場合も含め，「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には，監督の種類が定期監

督の場合に限り，各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから，当該欄に記載がある場合には，定期監督であることが明らかになり，また，記載がない場合において，直近に災害の発生等の事実がないときには，その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり，監督種別が特定されることとなる。このため，「監督重点対象区分」欄を公にすると，上記（ア）と同様のおそれが生じる。

（ウ）「特別監督対象区分」欄は，監督が特別監督の場合に限り，各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから，当該欄に記載がある場合には，特別監督であることが明らかになり，また，記載がない場合のみ開示すると，不開示となった場合には，特別監督であったことが明らかになる。このため，これを開示すると，特定監督署が臨検監督を行った際の手法，着眼点等が明らかになるものと認められる。

（エ）「参考事項・意見」欄及び欄外に記載されたメモは，これを開示すると，臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

イ 通番2，通番6ないし通番10，通番12及び通番13（ア）

当該部分は，「労働保険番号」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」，「代表者職氏名」，「店社」及び「面接者職氏名」の各欄並びに欄外に添付された名刺の記載の一部である。

当該部分には，対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また，当審査会において本件対象文書を見分したところ，全ての対象事業場の「労働者数」，「労働組合」，「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており，これらの各欄には，監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため，これに加えて当該部分を公にすると，各対象事業場の内部情報が明らかとなり，当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号，2号イ及び6号ホについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 付言

当審査会が確認したところ，本件各開示決定通知書は，法5条関係各号

の条文の規定を引き写し、本件対象文書のうちそれらに当たる情報は各規定に「該当するため、不開示とした」旨記載されているのみである。本件においては、審査請求人が理由の提示の不備を争っておらず、不開示部分の開示を求めていること等にも鑑み、原処分を取消しとはしないが、不開示とした部分及びその理由を具体的に特定しない開示決定等は、本来であれば、法5条及び行政手続法8条1項の規定の趣旨に照らし、取消し相当と思料されるところであり、今後、処分庁においては、関係各規定を踏まえて適切な処分理由の記載を徹底する必要がある。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号イ及びホに該当するとして不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

本件対象行政文書

平成28年度 特定労働基準監督署の監督復命書の表面（様式第1の1号）

全て

文書1 原処分Aで決定された166頁分

文書2 原処分Bで決定された311頁分

別表 不開示情報該当性

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	書1及び文書2の各頁	1	—
「労働保険番号」欄	書1及び文書2の各頁	2	文書1の2頁ないし4頁, 7頁, 18頁, 21頁, 43頁, 46頁, 52頁, 54頁, 56頁, 58頁, 62頁, 63頁, 76頁, 77頁, 97頁, 110頁, 112頁, 114頁, 118頁, 141頁, 153頁, 158頁, 160頁, 文書2の7頁, 12頁, 17頁, 19頁, 27頁, 29頁, 36頁, 38頁, 45頁, 48頁, 49頁, 61頁, 62頁, 68頁, 87頁, 107頁, 109頁, 119頁, 123頁, 131頁, 132頁, 134頁, 135頁, 139頁, 145頁, 155頁, 156頁, 168頁, 195頁, 211頁, 245頁, 248頁, 257頁, 276頁, 284頁, 286頁, 289頁, 291頁, 293頁, 298頁, 309頁
「家内労働委託業務」欄	文書2の62頁, 88頁, 110頁, 129頁, 131頁	3	全て
「監督重点対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁	4	—
「特別監督対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁不開示部分	5	—
「事業の名称」欄	文書1及び文書2の各頁	6	—
「事業場の名称」欄	文書1及び文書2の各頁不開示部分	7	文書1の96頁, 文書2の142頁
「事業場」欄	文書1及び文書2	8	—

の所在地」欄	の各頁		
「代表者職氏名」欄	文書 1 及び文書 2 の各頁不開示部分	9	—
「店社」欄	文書 1 及び文書 2 の各頁不開示部分	1 0	—
「参考事項・意見」欄	文書 1 及び文書 2 の各頁不開示箇所	1 1	—
「面接者職氏名」欄	文書 1 及び文書 2 の各頁不開示箇所	1 2	—
その他	(ア) 文書 2 の 2 7 頁欄外名刺 (イ) 文書 2 の 1 1 3 頁, 1 6 3 頁, 2 1 7 頁, 2 1 8 頁の欄外手書き文字	1 3	—

(注) 上表は、当審査会事務局において作成した。